

平成 17 年 9 月 7 日
企業会計基準委員会

企業会計基準適用指針公開草案第 12 号
**「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主
の会計処理（案）」の公表**

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、会社法（平成 17 年法律第 86 号）が公布されたこと等に伴い、当委員会が平成 14 年 2 月 21 日に公表した企業会計基準適用指針第 3 号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」（以下「改正前適用指針」という。）について、所要の改正を行うために審議を行っております。

今般、平成 17 年 9 月 2 日の第 88 回企業会計基準委員会で、標記の適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 17 年 10 月 11 日（火）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：	haitou@asb.or.jp	
FAX：	03-5561-9624	（9 月 22 日まで）
	03-5510-2717	（9 月 26 日以降）
お問い合わせ先：	03-5561-8449	（9 月 22 日まで）
	03-5510-2737	（9 月 26 日以降）

以 上

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 会計処理

- 改正前適用指針では、株主がその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合であっても、配当受領額を収益として計上することが明らかに合理的である場合は、受取配当金として収益計上できることとされている。

本公開草案では、当該会計処理が適用できる場合の例示として、企業会計基準公開草案第5号「事業分離等に関する会計基準（案）」の定めに対応し、投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合の取扱い（投資先企業を結合当事企業とした企業再編が行われた場合において、結合後企業から分配された配当金に相当する留保利益が当該企業再編直前に投資先企業において存在していたときの配当（ただし、配当を受領した株主が、当該企業再編に関して投資先企業の株式の交換損益を認識していない場合に限る。）は配当受領額を収益計上することができる。）を追加した。

- 配当を受領した株主が配当金を計上する際に、配当の原資がその他利益剰余金（現行の当期末処分利益）の処分によるものか、その他資本剰余金の処分によるものかが不明な場合が生じる可能性があるとの指摘がなされていた。このため、本公開草案では、剰余金を配当する会社の対応として、会社の意思決定機関で定められた配当金の原資を速やかに公表することが望ましい旨を追加した。

■ 適用時期

- 本適用指針は、会社法施行期日以後に認識される配当から適用する。

以 上